

鳥羽市総務民生常任委員会会議録

平成30年3月9日

○出席委員

委員長	坂倉 広子	副委員長	橋本 真一郎
委員	奥村 敦	委員	井村 行夫
委員	戸上 健	委員	浜口 一利
委員	坂倉 紀男		

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・ 山下企画財政課長、山本副参事、山下企画経営室副室長
- ・ 寺田総務課長、世古補佐
- ・ 橋本市民課長、武中補佐、野村市民交流室長、横田保険年金係長、山崎主査
- ・ 下村健康福祉課長、平賀副参事、吉水補佐、浅井補佐、辻川係長、寺田係長
- ・ 益田消防長、前田消防次長、谷口室長、勢力室長、野村消防係長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長	濱口 博也	次長	
		兼庶務係長	上村 純
		兼議事係長	

(午前10時00分 開会)

○坂倉広子委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務民生常任委員会を開会します。

本会議において当委員会に付託された案件は、議案第48号、鳥羽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についての外15件であります。

最初に、議案審査の順番を申し上げます。

初めに、総務課、企画財政課、消防本部の3課が所管する議案の審査を行います。説明員を入れかえまして、次に市民課所管の議案を審査します。再度説明員を入れかえた後に、健康福祉課所管の議案を審査いたします。全議案の審査と委員間討議の終了後に、所属長に入室いただき採決を行う予定ですので、委員並びに執行部の皆様にはご協力をいただきますようお願いいたします。

それでは、議案の審査に入ります。

最初に、総務課所管の議案第49号、鳥羽市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

総務課長。

○寺田総務課長 おはようございます。総務課、寺田です。よろしく申し上げます。

それでは、議案書の32ページをお願いします。

議案第49号、鳥羽市職員の退職手当に関する条例等の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするものでございます。

主な改正内容ですけれども、退職手当条例本則の規定により計算した基本額に乗じる調整率を、「100分の87」から100分の3.3引き下げ「100分の83.7」に改正するものでございます。

新旧対照表で説明をさせていただきたいと思いますので、対照表の2ページをお願いします。

新旧対照表の2ページですけれども、こちらにつきましては改正分の第1条関係でございます。条例第6条第5項第2号中の条項を、地方独立行政法人法の一部改正による条項の改正を行っております。それから、新旧対照表3ページでございますけれども、下のほうです。附則第9号で、条例で計算した退職手当の基本額に乗じる調整率を「100分の87」から「100分の83.7」に改正を行っております。

それから、次に新旧対照表の4ページをお願いします。

こちらは改正分の第2条関係で、昭和48年の退職手当条例一部改正時の附則第3項の条例で計算した退職手当の基本額に乗じる調整率を、「100分の87」から「100分の83.7」に改正を行っております。

次に、新旧対照表の6ページをお願いします。

こちらは改正分の第3条関係で、平成18年の退職手当条例一部改正時の附則第2条に規定されております調整率「100分の87」を「100分の83.7」にし、それから「104分の87」を「104分の83.7」に改正を行っております。

この条例の施行期日につきましては、平成30年4月1日からとしております。

今回の改正によりまして、平成30年度の定年退職者の退職金が課長級の職員で、改正前の率で計算いたしますと2,270万9,000円であったものが改正後は2,194万6,000円となりまして、76万3,000円の減額となります。また課長補佐級職員は、改正前が2,049万9,000円、それが改正後1,978万4,000円となりまして、71万5,000円の減額となります。

以上、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 1点お聞きします。

県のほうは、退職手当勤続20年以上で、端数の処理について1年未満6カ月以上は切り上げて算定するというふうになるそうですけれども、本市の場合はそれに見習うんでしょうか。

○坂倉広子委員長 総務課長。

○寺田総務課長 同様となっております。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 鳥羽市も勤続20年以上の場合は、退職時まで20年6カ月という場合は21年ということで計算するということになりますでしょうか。

○坂倉広子委員長 総務課長。

○寺田総務課長 先ほど同様ですと言わせていただきましたけれども、20年以上の部分については端数がある場合は、切り捨てでございます。すみません、訂正させていただきます。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 県の場合は、全体として職員人件費を財政困窮化の折から圧縮してきたと。しかし、退職手当については全体として少なくなっているの、6カ月以上11カ月未満の場合は1年に切り上げて計算をするということになるそうなんです。鳥羽市は切り捨てるというのではちょっと職員がかわいそうな気もするんですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○坂倉広子委員長 総務課長。

○寺田総務課長 先ほど戸上委員の質問の中で、20年以上勤めておいて端数がある場合を切り上げるかというような質問やったと思うんですけれども、今言われたのは、就職されて1年未満の職員は切り上げるのかどうかというような質問でよろしいですか。

○戸上 健委員 そうなんです。

○寺田総務課長 その部分については県と同様で切り上げになっています。

○戸上 健委員 わかりました。オーケーです。

○坂倉広子委員長 ほかにございませんか。

議長。

○浜口一利委員 職員の給料というのはどんどん下がっていると思うんですけれども、国の改正でということな

ものでどうしようもないところかと思うんです。以前と比べて職員の給料というのはどんどん下がって、下がった時点でまた下げるといふ形になるもので、これ本当に大変やと思うんやけれども、我々がどうしようもないといふところなんで、これについてはそういうことしか言えないといふふうに思います。

○坂倉広子委員長 答弁はよろしいですか。

総務課長。

○寺田総務課長 国家公務員の退職手当に関しましては、民間の比較に基づきおおむね5年ごとに支給の水準を見直すということとなっております、以前は25年から改正になりまして、3年間かけてすく率が落ちて、今回30年度ということで、5年目ということでまたこの改正がありました。ですので今度、35年度に民間と比較してまだ公務員が高いようであれば引き下げになりますし、民間が退職手当が上がっておれば、またそれに合わせて上がるような方向ではないかなと思います。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

それでは、ないようですので、次に企画財政課所管の議案について審査を行います。

議案第61号、鳥羽市辺地の総合整備計画の策定について、担当課長の説明を求めます。

副参事。

○山本副参事 よろしく申し上げます。企画財政課、山本です。

議案書の70ページから77ページでございます。

まず最初に、鳥羽市における辺地の対象地域等について少し説明をさせていただきます。

辺地につきましては、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他へんぴな地域を指しております。そこが辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律及びその他政令で定める要件に該当しているものを辺地といひまして、辺地に該当するか否かにつきましては、その地域から公共施設や学校までの距離など、それを点数化しまして判断することとなっております。点数につきましては100点以上が対象となっております。

現在、本市におきましては、坂手島を除く答志、桃取、神島、菅島及び千賀町、石鏡町が該当となっております。前の計画との地域の変更につきましては、国崎町と堅子町が該当要件から外れたため、8地域から6地域となっております。また、今回は事業予定のない石鏡町、千賀町については、計画が必要になった時点で議案として提案をさせていただく予定であります。

これまでの辺地の整備計画につきましては、平成27年度から29年度までの3年間を計画として上げておりました。今回は、平成30年度から32年度までの新たな3年間の整備計画ということで提案をさせていただくものであります。

それでは、このたび上げさせていただいております議案書で説明をさせていただきます。

議案書70ページをお願いします。

提案理由にもございますように、今回、辺地の整備計画としては神島町、答志町、菅島町、桃取町を予定しております。

次に、71ページをお願いします。

まずは、神島町辺地であります。辺地度点数は168点となっております。また、項目2の公共施設の整備

を必要とする事情につきましては、前段の部分が地域の紹介となっております、中段以下が事業の必要性と事業概要となっておりますので、各計画ともこのような形で記載をさせてもらっております。神島町につきましては、建設から40年以上たっている神島保育所の老朽化に伴う設計と建設、それと神島診療所の超音波診断装置の更新の計画であります。

次のページをお願いします。

項目3の公共的施設の整備では、平成30年度当初予算で計上しております神島保育所の設計業務と設計後の概算建設費を合わせまして7,737万9,000円、うち辺地対策事業債、いわゆる辺地債として7,730万円、次に、神島診療所医療施設整備事業として超音波装置の設置費464万4,000円、うち辺地債として230万円を予定しております。

次、73ページをお願いします。

答志町辺地であります。答志町は排水路の改良工事の計画であります。項目3の公共的施設の整備につきましては、答志地区の市道の排水路を平成30年度から平成32年度の3年計画で整備する排水路整備工事として2,700万1,000円のうち、辺地債として2,700万円を予定しております。

次に、74ページをお願いします。

菅島町辺地であります。辺地地点数は113点となっております。菅島町の内容は、菅島診療所の内装の耐震対応などの改修を予定しておることと、菅島診療所の超音波診断装置の更新を計画しております。

次に、75ページをごらんください。

項目3の公共的施設の整備につきましては、平成30年度に予定しています菅島診療所の改修工事として258万7,000円、うち辺地債として250万円、次に、平成30年度予定しております菅島診療所医療施設整備事業として超音波装置の設置費507万6,000円、うち辺地債として250万円を予定しております。

次に、76ページをお願いします。

桃取町辺地であります。辺地地点数は133点となっております。内容は、桃取診療所の心電計の更新の計画であります。

次に、77ページをお願いします。

項目3の公共的施設の整備につきましては、平成31年度に予定しています桃取診療所医療施設整備事業として心電計の設置費133万1,000円、うち辺地債として60万円を予定しています。

以上が辺地に係る整備計画の内容でございます。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

戸上委員、いかがですか。

○戸上 健委員 ありません。

○坂倉広子委員長 それでは、ないということですので、次に消防本部所管の議案2件について審議を行います。

議案第52号、鳥羽市手数料徴収条例の一部改正について、議案第60号、鳥羽市消防団員等公務災害補償

条例の一部改正については、さきに条例議案の説明を受け、説明後、議案ごとに質疑を行うことといたします。  
それでは、提出議案について消防長の説明を求めます。

消防長。

○益田消防長 おはようございます。消防本部の益田です。よろしくお願いをいたします。

議案書の39ページをお願いします。

議案第52号、鳥羽市手数料徴収条例の一部改正についてでございます。

改正理由といたしましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定める手数料の標準額につきまして、地方分権計画に基づき、原則として3年ごとに見直しを行うこととされております。平成29年度は見直し年度であることから、関係省庁を通じて所管事務の手数料標準額の見直しが行われましたので、鳥羽市手数料条例の消防関係の一部につきまして所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表の12ページをお願いします。

第2条第1項第10号イ中の消防法第11条第1項前段の規定による設置の許可申請手数料で、14ページから16ページ、それから20ページから23ページの準特定屋外タンク貯蔵所、特定タンク貯蔵所、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮きふたつき特定屋外タンク貯蔵所、岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所のそれぞれの手数料額を表のとおり引き上げるものでございます。主に貯蔵量が1,000キロリットル以上のタンクに係るものでございますので、鳥羽市には該当するタンクはございません。

施行期日は平成30年4月1日でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いします。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

説明は終わりました。

それでは、続けてお願いいたします。

議案第60号についてお願いいたします。

○益田消防長 議案書の68ページをお願いします。

議案第60号、鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございます。

改正理由といたしましては、当該条例で規定する損害補償額の基準を定める非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正が平成30年4月1日に施行されることに伴いまして、鳥羽市消防団員公務災害補償条例についての所要の改正を行うものでございます。これは、災害発生日におきまして、他に生計の道がなく、市として非常勤消防団員等の扶養を受けている者、つまり扶養親族でございますけれども、がある場合には、常勤職員の扶養手当に準じて補償基礎額に一定の金額を加算することとされております。この額は、一般職の職員の給与に関する法律に定められている扶養手当支給額の日額換算したものでございます。

平成28年11月の給与法改正により、2カ年にわたり段階的に改正することとなっていることから、平成28年度改正に引き続きまして、2カ年目の今回、平成29年度も改正を実施することとなったものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表の91ページをお願いいたします。

第5条第3項中の第1号の扶養親族、これは配偶者でございます。につきましては「333円」から

「217円」に、第2号の扶養親族、これは22歳以下の子であります。につきましては、配偶者がいる場合は「267円」から「333円」に、配偶者がいない場合は333円そのままに、第3号の扶養親族、これは22歳以下の孫でございます、それと第4号の扶養親族、60歳以上の親及び祖父母、それから第5号の扶養親族、これは22歳以下の弟、妹、それから第6号の扶養親族、これは重度心身障害者につきましては、配偶者がいる場合は217円そのままに、配偶者がいない場合は「300円」が「217円」となります。配偶者等は減額となって子につきましては増額というような、扶養手当や税の扶養控除の動向と同じように昨今の流れに沿った改正となっております。

また、新旧対照表の90ページで、「第36条」を「第36条第8項」に、それから92ページで「前各号」を「前項各号」に修正いたしました。これは、今回錯誤に気づいたことで、この際に改正を行ったものでございます。

施行期日は平成30年4月1日でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○坂倉広子委員長 消防長から議案第52号と議案第60号について説明をいただきました。

それでは、議案第52号についての質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 ありません。

○坂倉広子委員長 それでは、第60号についての質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 1号について333円から217円に改めるということは、これは減額になるということですね。配偶者だけはプラスというさっきの説明でしたけれども。

○益田消防長 配偶者が減額ですね。

○戸上 健委員 は増額でしたか。

(「配偶者が減額」の声あり)

○戸上 健委員 配偶者も減額。

○益田消防長 配偶者が減額で子供については増額。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 1号子供については増額。今でも非常勤の消防団員の皆さんは非常に頑張っているというふうには思うんだけど、手当は増額にことし、なりました。しかしこれ、また改正することになると全体としては減ることになりますわな。そうはならないのでしょうか。333円から217円に引き下げるわけだから。

○坂倉広子委員長 野村係長。

○野村消防係長 消防本部、野村でございます。

委員の質問のありました増額になるのか、それとも減額になるのか、受け取り額に差はあるのかというような趣旨かと思われませんが、一応、純粹に積み上げ額の加算額について比較いたしまして、その中で死亡したケースをシミュレートしました。パターンによって異なってまいりますので、残された方が配偶者のみの場合、

それから配偶者と子1人の場合、配偶者と子2人の場合、3パターン程度で1回比較をしてみました。その中で試算してみると、初年度、年額でいいますと、配偶者のみの場合ですと3万8,000円程度減額になる可能性がある。配偶者と子1人の場合ですと1万6,000円程度の減額の可能性がある。それから配偶者と子2人の場合ですけれども、こういった場合ですと逆にプラスに転じると。以降、子がふえるたびにプラスの増額枠はふえていくというような結果になっております。

以上です。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 プラスになるのは結構なんだけれども、配偶者だけの場合3万8,000円で、配偶者と子供1人の場合は1万6,000円減額になると。減額はおかしいわな、これ。国のほうが上位法でこういうふう決めてきたんで、もう泣かざるを得んということなんでしょうか。

○坂倉広子委員長 消防長。

○益田消防長 国の改正に従わなかった場合は、その差額分は市で負担するような形になると思うんです。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 市で負担して国の3万8,000円も減らすようなそんなもの、まかりならんわな。財政課長はうんと言わんかわからんけれども。

○坂倉広子委員長 次長。

○前田消防次長 この補償は災害補償基金から出てくるというような仕組みになっていますので、基本的には基金へ積んで、もし何かあった場合は基金から補償がおりてくるというような仕組みになっておりますので、なかなか差額を市で持つというのは非常に難しいかと思えます。

以上です。

○戸上 健委員 わかりました。これは反対や。

○坂倉広子委員長 それでは、次にございませんか、質疑。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、ないようですので説明員を入れかえますが、そのままお待ちください。

(午前10時32分 休憩)

(午前10時35分 再開)

○坂倉広子委員長 それでは、会議を再開いたします。

これから市民課所管の議案について審査を行います。

さきの2月27日開催の全員協議会において、今回の国民健康保険の県広域化の内容については説明をいただきました。本日はそれを受けての審査となりますが、先に議案の説明を受け、後で議案ごとの質疑を行いますので、委員及び執行部の皆様にはご協力をお願いいたします。

それでは、議案第50号、鳥羽市国民健康保険支払準備基金条例の一部改正について、議案第51号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第53号、鳥羽市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、議案第54号、鳥羽市国民健康保険条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

武中補佐。

○武中課長補佐 市民課、武中です。よろしくお願いします。

まず、議案第50号について説明をさせていただきます。

鳥羽市国民健康保険支準備基金条例の一部改正につきましてご説明いたします。

議案書は34ページを、新旧対照表は7ページをごらんください。

今回の改正につきましては、平成30年度から持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく国民健康保険の財政運営の県一元化に伴い、所要の改正をお願いするものであります。基金の処分先として後期高齢者支援金等及び介護納付金がありましたが、国保財政県一元化に伴い市町の予算科目からなくなってしまうので、新たな基金の処分先として、他市の事例を参考に新たな納付金と保健事業に基金を充てるための改正となっております。

施行日につきましては、平成30年4月1日からとなっております。

続きまして、議案第51号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正につきましてご説明いたします。

議案書は36ページ、新旧対照表は8ページをごらんください。

主な改正内容は、国民健康保険財政が県に一元化されることに当たり、これから県内各市町が県へ納付金というものを納めることとなりますが、その納付金の財源の一つとして国保税を充てるための改正となっております。

施行日につきましては、平成30年4月1日から施行します。

適用区分としまして、2、この条例による改正後の鳥羽市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとします。

続きまして、議案第53号、鳥羽市後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましてご説明いたします。

議案書は41ページ、新旧対照表は25ページをごらんください。

平成30年度から持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をお願いするものであります。

主な改正内容は、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の新設に伴い、住所地特例の規定により、本市に住所を有する者とみなされた国民健康保険の被保険者について、引き続き本市の後期高齢者医療保険制度の被保険者とすることから、必要な改正を行います。

もう少し具体的に申し上げますと、住所地特例により国保に加入していた被保険者が75歳年齢到達等で後期高齢者医療制度に移行する場合、従来は現住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となっておりますけれども、平成30年度からは三重県も国民健康保険の保険者となることから、引き続き加入していた国保の被保険者のある住所、現住所地になるんですが、こちらのほうの後期高齢者医療広域連合の被保険者となるための改正を行います。

施行日につきましては、平成30年4月1日から施行します。

続きまして、議案第54号、鳥羽市国民健康保険条例の一部改正につきましてご説明いたします。

議案書は43ページ、新旧対照表は28ページをごらんください。

主な改正内容は、平成30年度から国保財政が県に一元化されることに伴い、国民健康保険は市町が行うだけでなく、県が市町とともに行うようになりますが、そのことから市町の事務として文言を改正したものととなります。また、県において国保の運営に関する協議会を設置されましたので、それと本市の運営協議会を区別する改正となっております。

施行日につきましては、平成30年4月1日から施行します。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

それでは、説明は終わりました。

議案第50号についてのご質疑はございませんか。どうですか。

戸上委員。

○戸上 健委員 ございません、第50号は。

○坂倉広子委員長 それでは、ございませんので次に移ります。

議案第51号についてのご質疑はございませんか。

戸上委員、どうぞ。

○戸上 健委員 幾つかお尋ねします。

説明がありましたように、県一元化に伴う条例改正ということです。県一元化に伴って、今、国保世代にとっては高過ぎて払えないということが一番の問題になっております。これは改善されるのでしょうか。

○坂倉広子委員長 横田係長。

○横田保険年金係長 市民課保険年金係の横田と申します。

今回の条例議案につきましては、先ほども説明させていただきましたけれども、納付金を納めるための財源の一つとして国民健康保険税を充てるというような改正になっております。委員からおっしゃられた、これから30年度に向けて国民健康保険の加入者の負担が、言うならば国民健康保険税がどういったこれから推移をたどっていくのかというようなお話になってくると思います。またその辺につきましては予算決算常任委員会である程度お話もさせていただきますけれども、今回この条例案で見ていただくとおり、税率等の改正は行っておりませんので、29年度と同じ税率で国民健康保険税を賦課徴収させていただくというものになっております。よろしく申し上げます。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 担当課の事務職員に聞くのはかわいそうなもので、これぐらいにしておきます。

条例に即してお聞きしますけれども、県へこの条例によると国民健康保険事業費納付金、これを納めなきゃいかんということになります。100%納めるというのが義務になるのでしょうか。

○坂倉広子委員長 横田係長。

○横田保険年金係長 こちらは、県に納めるのが義務となってまいります。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 100%県に納付しなければいけないというのは義務ということになります。そうすると、納付金の算定が仮に5億円なら5億円ということでかぶってくるわけです。それを欠かしてはいかんということ

になります。そうすると、これまで国保の収納率というのは、鳥羽市はそんなに高くありません。納付金を100%納めるため、収納率を踏まえながら保険税というのは算定するということになりますでしょうか。

○坂倉広子委員長 横田係長。

○横田保険年金係長 もちろん徴収率もかかわってまいりますけれども、一番、納付金につきましては三重県全体での医療費水準、医療費等、そういったものから計算されてまいりますので、おっしゃるとおり関係はしますけれども、それだけというわけではございません。もうその辺全部含めているところから納付金が決まってきて、それを各市町が県に納めるという形になります。もしその分が払えない等になりますと、県にお金を借りたりとか、また当然、市でも歳入をいろいろやりくりしながら納付金自体は納めていかなければいけないものと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 100%義務ですので、納付金は、これは、これまでであれば市が保険者であった場合は、今、収納率は28年度決算だと82.2%です。到底これは100%には至っておりません。足りない分というのをさまざま今まで工夫してきました。法定外から繰り入れしたり県からの財政安定化基金、そういうあたりから借り入れてきました。これから一元化になりますと、県が保険税、税と料と両方とも市町ではあるけれども、鳥羽市の場合は保険税納付金、これを決めるわけですね。市のほうで決めるんですか。

○坂倉広子委員長 横田係長。

○横田保険年金係長 県からは標準保険料率というものを公表されます。ただ、以前の説明でもさせていただきましたけれども、保険税率につきましては市町が標準保険料率などを参考にして現状に即した保険税率を決定するというものになっておりますので、その点につきましては今までどおり、現状と変わりございません。

以上です。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 具体的な税額については、これは予算決算常任委員会の議論になるかもわかりませんが、県が定めた標準保険徴収率、それから額、これを鳥羽市に当てはめて、鳥羽市はこれだけだというのを示しました。それをほぼオーケーいたしますということで、県が定めた標準の額を鳥羽市の場合は出すということになるのでしょうか、この条例に則すると。

○坂倉広子委員長 横田係長。

○横田保険年金係長 今回の条例の改正につきましては、そういった話ではなくて、納付金の財源に国民健康保険税というものを充てるという改正になっております。標準保険料率等につきましても、県は公表しておりますけれども、実際に今回納めるものにつきましては、また詳細につきましては予算決算常任委員会でお話はあ

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 県は、鳥羽市はこれだけと、各29市町これだけという額を決めております。率も決めております。それに即して鳥羽市は今回どうなったかということは、本来であればその額が上がるのか下がるのかと。鳥羽市は実際下がるんだけど、それをきっちり出してもらわないとこういう条例の賛否、諾否、これが明らかにならないというふうに僕は思いますので、事務方は予算決算常任委員会ですと出すと出しておるけれども、本

来であれば一元化によって国保世帯の負担がふえるのか減るのか、それとモデル世帯がありますよね、所得200万円です。夫婦で子供2人の場合の保険税はどうなるのかというのがあります。それらも本来であればこの委員会に出してもらって、そしてそれが妥当であればこの条例に賛成するし、妥当でなければ条例も反対するということになるんです。基本の判断するベースが予算決算常任委員会に資料を提出するというようなもので、僕のほうもそれまでとどめておきます。

以上です。

○坂倉広子委員長 次にご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、ないようですので、議案第53号についてご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 第53号、ございません。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

それでは、ないようですので、議案第54号についてのご質疑はございませんか。

○戸上 健委員 僕はありません。

○坂倉広子委員長 戸上委員、ないようですので。

それでは、ないようですので次の議案の審査に入ります。

次に審査を行います議案3件は、ともに指定管理者の指定に係る内容であります。国保関連議案と同様、先に説明を受け、後で議案ごとに質疑を行うこととしますので、皆様ご承知おきください。

それでは、議案第62号、指定管理者の指定について(桃取コミュニティセンター)、議案第63号、指定管理者の指定について(畔蛸コミュニティセンター)、議案第64号、指定管理者の指定について(船津コミュニティセンター)について、担当課長の説明を求めます。

野村室長。

○野村市民交流室長 市民課市民交流室の野村でございます。よろしくお願いたします。

議案書の78ページをごらんください。

議案第62号、指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

管理を行わせる公の施設の名称は、桃取コミュニティセンターでございます。指定管理者は、桃取町内会会長山下浩氏です。指定期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日の5年間でございます。

鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、指定管理者を指定したく、本提案とするものです。

続きまして、議案書の79ページをごらんください。

議案第63号、指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

管理を行わせる公の施設の名称は、畔蛸コミュニティセンターでございます。指定管理者は、畔蛸自治会会長家田成久氏です。指定の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日の5年間でございます。

鳥羽市の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、指定管理者を指定したく、本提案とするものです。

続きまして、議案書の80ページをごらんください。

議案第64号、指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

管理を行わせる公の施設の名称は、船津コミュニティセンターでございます。指定管理者は、船津町内会会長杉本一生氏です。指定の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日の5年間でございます。

鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、指定管理者を指定したく、本提案とするものです。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

最初に、それでは議案第62号についてのご質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

○坂倉広子委員長 ないようですので、議案第63号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 ないようですので、議案第64号についてのご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 ご質疑もないようですので、説明員交代のため暫時休憩いたします。

それでは、この時計で11時まで休憩させていただきます。

(午前10時55分 休憩)

---

(午前11時00分 再開)

○坂倉広子委員長 それでは、休憩前に続いて会議を再開いたします。

ここから健康福祉課所管の議案を審査いたします。

議案の審査の前に、昨年12月12日の全員協議会で報告を受けました高齢者福祉計画と障がい者福祉計画の策定作業について、パブリックコメントを受けた後の最終結果について報告をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長。

○下村健康福祉課長 健康福祉課、下村です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案についての説明の前に、少しご報告を申し上げたいと思います。

昨年12月12日の全員協議会で、今年度策定しております5本の計画、鳥羽市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画、障がい者福祉計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画について、その素案についてご説明

申し上げましたが、その後の策定経過並びに計画書の配布の時期等についてご報告申し上げます。

1月21日に全員協議会で説明させていただいた後、1月20日より本年1月19日にかけてパブリックコメントを実施し、各方面からの意見を募集してまいりました。しかし、意見等の件数も少なく、また、その内容も計画案を大きく修正するものではありませんでしたので、その結果も含め、2月8日開催の第6回高齢者施策推進委員会並びに2月21日開催の第5回障害者施策推進委員会でご報告、協議させていただき、計画案について承認を得てきているところでございます。

このことから、若干の説明の追加でありますとか字句修正などを加えた後、現在製本作業に入っておりますので、製本ができましたら議員の皆様にも配付させていただくとともに、市民の皆様にも概要版として各戸配布をさせていただくよう考えておりますので、ご報告申し上げたいと思います。

以上、報告とさせていただきます。

○坂倉広子委員長 報告いただきましてありがとうございます。

それでは、引き続き議案第55号、鳥羽市介護保険条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。  
健康福祉課長。

○下村健康福祉課長 それでは、健康福祉課所管の条例の新規制定案件1件、それから一部改正案件4件についてご説明申し上げたいと思います。

議案の内容から少し順番を入れかえて説明させていただきたいというふうに思いますけれども、委員長、よろしいですか。

○坂倉広子委員長 はい、よろしく申し上げます。

○下村健康福祉課長 それでは、順番は議案第55号からということでよろしく申し上げます。第55号、それから続いて第48号、第58号、第56号、第57号の順でお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○坂倉広子委員長 それでは、よろしく願いいたします。

健康福祉課長。

○下村健康福祉課長 それでは、最初に議案第55号についてご説明申し上げたいと思います。

提出議案書は45ページ、46ページをお願いします。それから、新旧対照表については31ページ、32ページをお願いします。

議案第55号、鳥羽市介護保険条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、第7期介護保険事業計画の策定に伴い介護保険料を改定いたしたく、本提案とするものでございます。

改正の内容でございますが、平成30年度から平成32年度までの第7期におきます介護保険料を定めるものでございます。詳細につきましては、さきに提出させていただいております資料、右肩に健康福祉課資料1とございます。3ページにわたっておりますけれども、健康福祉課資料の1ページから3ページがあります。そちらを用いまして担当課長補佐よりご説明申し上げたいと思います。

○坂倉広子委員長 吉水補佐、お願いします。

○吉水課長補佐 健康福祉課の吉水でございます。よろしく申し上げます。

それでは、鳥羽市介護保険条例の一部改正に伴う第7期介護保険事業計画における保険料について説明させ

ていただきます。

事前にお配りいたしました健康福祉課1の資料1ページをごらんください。

第7期介護保険事業計画の保険料は、基準年額8万3,400円、基準月額6,950円としました。保険料の算出方法ですが、3年間の総事業費を第6期事業計画の介護給付費等の実績をベースに、高齢者の人口推移、要支援・要介護者の見込み数、各サービス利用見込みをもとに推計しております。

1ページの下を表をごらんください。

1行目の①の標準給付額は、介護給付と予防給付の総額となり、3年間の合計を76億2,432万7,898円と見込みました。

標準給付費の内訳でございますが、資料1の2ページをごらんください。

最初に、上段の表1行目の総給付費ですが、右側第1行目、第6期事業計画の67億4,439万円に対しまして、第7期の事業計画では、表の右から2番目でございます69億5,747万円と、緩やかに上昇すると見込みました。各年度の内訳は表のとおりとなっております。

2行目の一定以上所得者負担影響額については、平成30年8月より新たに介護サービスを利用した際の利用者負担割合3割の新設により、所得の多い方の本人負担がふえることから、給付費が324万6,000円減少すると見込んでおります。

3行目の消費税の見直しを勘案した影響額といたしまして、平成31年10月に消費税改定が予定されており、それに係る影響額といたしまして1,421万4,000円の増としております。

4行目の特定入所者介護サービス費でございますが、非課税世帯の方が特養や老健、短期入所を利用した際の居住費、食に関する補助で、若干施設サービス利用が減少すると見込んだことにより、4.5ポイント減少しております。

5行目の高額介護サービス費については介護給付費全体の上昇や在宅系サービスの利用に伴う増で、高額医療合算介護サービス費につきましても医療介護給付の増に伴い上昇しております。

6行目の算定対象審査支払手数料につきましては、国保連合会に支払う介護給付の審査支払いに係る手数料となっております、審査件数増に伴うものでございます。

続きまして、下の表の1行目ですが、介護予防・日常生活支援総合事業費としまして、第7期介護保険事業計画の3年間の合計を1行目右から2番目にごございます9,422万4,000円と見込みました。第6期の4,100万7,000円に対しまして倍以上の伸びとなっておりますが、この事業は、要支援者の訪問介護、通所介護に係る費用が上の表の1行目の総給付費から日常生活支援総合事業に移行したことによるものでございます。

2行目の包括的支援事業・任意事業費については、包括支援センターの運営費や紙おむつの支給に係る費用となっております、わずかですが減少しております。

資料1の1ページの下を表をごらんください。

先ほど説明しました①の標準給付費と②の介護予防・日常生活支援総合事業費、③の包括的支援事業・任意事業費の合計78億2,292万1,898円が3年間の総事業費となります。このうち、④第1号被保険者、65歳以上の方になります。の負担割合23%を乗じた17億9,927万2,036円が、1号被保険者の保

保険料算定における仮の負担額となります。

続きまして、⑤、⑥の調整交付金について説明させていただきます。

調整交付金とは市町村ごとの介護保険財政の調整を行うもので、要介護になるリスクが高く給付費の高騰が見込まれる後期高齢化率、これは65歳以上の方のうちの75歳以上の方の割合となっております。その調整や所得水準の調整を行うもので、この割合が全国平均と同じであれば、調整交付金は相当額の5%となります。鳥羽市につきましては、後期高齢化率は全国平均より高くなっており、所得水準については平均を下回っていることから、⑥の調整交付金見込額の交付となります。

最終的に調整交付金を加味した第1号被保険者の負担分は、①の標準給付費と②の介護予防・日常生活支援総合事業費をプラスした額の5%が⑤調整交付金相当額の3億8,592万7,594円となり、⑥調整交付金見込額の5億6,991万6,000円を差し引き、⑦の三重県に設置される財政安定化基金からの借入額2,400万円をプラスし、予定保険料収納額98.5%で割り返した額16億6,424万7,340円が1号被保険者の負担分となります。この金額を1号被保険者の方の3年間の延べ人数で割ったのが標準年額の8万3,400円となり、標準月額額は6,950円となりました。第6期の月額保険料より550円の増となり、年額では6,600円の増となっております。

⑦の財政安定化基金償還金につきましては、2,400万円となっておりますが、平成30年から32年の3年間で毎年800万円ずつ償還の予定となっております。

資料1の3ページをごらんください。

保険料の所得段階は、第6期と同じ13段階としました。先ほど説明しました標準額につきましては第5段階となっており、第6段階から第13段階までの方が第1段階から第4段階の方の保険料を補う仕組みとなっております。第1段階から第3段階が非課税世帯で、第4段階、第5段階が課税世帯で本人が非課税、第6段階以上が本人課税となります。第1段階の所得等の条件といたしまして、年金額80万円以下の方、これは国民年金のみの受給の方を想定しております。老齢福祉年金や生活保護受給者の方が対象となり、第1号被保険者6,964人中1,386人、19.9%の方が第1段階となっております。

また、第1段階の負担割合は0.5と定め、標準額の半額をいただく形となっておりますが、消費税の増税が予定されていることから、低所得対策といたしまして5%の減額とさせていただきます。

続きまして、第2段階ですが、年金収入が120万円以下の方で負担割合は0.65、648人、9.3%の方が対象となります。

第3段階は、年金額120万円を超える方で、負担割合は0.75、592名、8.5%の方が対象です。

第4段階は、課税世帯で年金額80万円以下の方、982人、14.1%の方が対象です。

次の第5段階が基準額となりますが、課税世帯で本人非課税、さらに第4段階以外の方で、940人、13.5%の方が対象となります。

第6段階以上は、表の中段にございます所得区分の金額により負担割合が変動します。

以上が保険料の説明でございます。

続きまして、条例改正でございますが、新旧対照表の31ページをごらんください。

初めに、第2条保険料率につきましては、対象年度を平成30年から32年までに改め、また、第1項第5号

8万3,400円を基準年額とし、先ほど資料3ページで説明いたしました負担割合を掛けた保険料が第2条第1項第1号から第13号までの金額となっております。

32ページをごらんください。

第2条第2項には、先ほど説明しました消費税改定が予定されていることによる低所得者対策といたしまして5%の減額を行っており、減額を行う期間は平成30年度から32年度までとし、保険料を3万7,500円といたしました。

以上、介護保険条例の一部改正の説明とさせていただきます。

○坂倉広子委員長 それでは、説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 何点かお伺いしたいんですけども、6,400円から6,950円への条例改定です。これで、いただいた資料によると、総給付費は3%の伸びです。前は6,400円だから、これの全体の伸び3%ということになると200円弱ですわな。ところが550円プラスになっています。何でそんなにプラスになったんでしょうか。

○坂倉広子委員長 課長補佐。

○吉水課長補佐 第6期の事業計画におきまして、今年度2,400万円、県に設置されております基金から借りる予定になっておりまして、その分を7期で返すということで、それによる影響額が102円となっております。

○戸上 健委員 それと、第6期で借りたから、それを返さんならんから、その返さんならん部分もはね返っておるんだと。550円のうちの102円と。すると、残り200円だから300円強ですわな。

それと、消費税の見直しを勘案した影響額1,421万円出てるんですけども、これは6,950円の中の幾らに当たりますか。

○坂倉広子委員長 課長補佐。

○吉水課長補佐 約50円くらいということです。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 そうですね。全国的にも消費税増税の影響額というのはプラス50円になっています。ですから、550円上がるうちの50円は消費税増税額ということになるわけなんです。

あと、地域支援事業の影響、これは幾らになっていますでしょうか。これは、新たに地域支援総合事業が始まったわけですわね。それも介護保険料の高騰というか、7,000円近い額だから、それにはね返っておるはずなんですけれども、幾らはね返っておりますでしょうか。

○坂倉広子委員長 課長補佐。

○吉水課長補佐 総合事業につきましては、もともと介護予防給付で行っていたものを総合事業に移管しただけということですので、影響額はほぼないと考えております。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 これ、全国的には7円引き上げに反映しているんだけど、鳥羽はほぼゼロ円だという答弁

でした。

それから、保険料段階なんですけれども、全く無収入の人でも今回の引き上げによって、いただいた資料によると年間3万7,530円払わんならんとということになりますわな。そうですね。

(「はい」の声あり)

○戸上 健委員 全国的には、鳥羽は0.5%です、基準額からすると。それで消費税のあれがあるもので、0.45、5%引いてと先ほどの説明でした。それにしても、収入のある人から0.5ということは半額ということになります。それではちょっとかわいそうなんだろうということで、県内でも例えば松阪市や名張市は0.4です。それから津市は0.43。うちよりも、貧しい人たち、ワーキングプアに配慮しておるんです。そういう検討はなされなかったんでしょうか。他市の事例を参考に、非常に貧困世帯がふえておるんだから、介護保険は無収入でも3万7,530円払わんならんのだから、そういう人たちにも配慮しようということで第1段階をもっと0.4にしようとか、そういう議論にはならなかったんでしょうか。

○坂倉広子委員長 課長補佐。

○吉水課長補佐 その減額分につきましては保険料の中ではほかの段階の保険料を払っている方が負担するという形になりますので、ほかの段階の方にも影響が出てくるということで、もうそのまま国の基準どおり5%ということにさせていただきました。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 13段階は年間1,000万円以上の所得ということで、ここでも16万6,800円で、そんなに痛くもかゆくもない額なんですよ、13段階に入るとね。ですから、この人たちが35人鳥羽市の場合はいらっしゃるということで、課長補佐の答弁ではほかのところへしわ寄せがいくんやということだけれども、13段階を14段階にふやしてもうちちょっと高額の方に応分の負担をしていただくとか、そういう議論が僕はしかるべきやないかというふうに思います。

それから、自治体減免ですけれども、これは厚労省も自治体減免というのはしておりません、法定外から繰り入れしてと。以前、鳥羽市も3,750万円やったんか、法定外から繰り入れして激変緩和措置をとりました。第5期5,820円というので県下最高になったときです。今回も、6,950円というのは県下の29市町のレベルからすると、これまで第5期は最悪ワーストワンでしたわな。第6期は上から3番目でした。

14市では高いほうから2番目でした。今回はどうなりますでしょうか。

○坂倉広子委員長 課長補佐。

○吉水課長補佐 まだ確定ではございませんが、2番目ということになります。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 介護保険料は、これは鳥羽市も高過ぎるということがかねてから問題になっておるわけです。それで、国保税は大体並の保険税になってきておるけれども、介護保険料は依然として高どまりでずっと来ていると。一番安い桑名市に比べて1,200円ぐらい鳥羽市の場合が高い。何でそんなに高くなるのかということが問題になっております。これは、事務方の職員の皆さんを批判しておっても、皆さんからすれば必死の思いでこれだけ抑えたんやというふうに思われるかもわからんけれども、制度的に問題があるというふうに思います。

以上です。文句だけ言うておきます。

○坂倉広子委員長 質疑はないようですので、次の議案審査に入ります。

内容に関連がありますのでまとめて説明を受け、それぞれ議案ごとに質疑を行うことといたします。

それでは、議案第48号、鳥羽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、議案第58号、鳥羽市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、あわせて担当課長の説明を求めたいと思います。

健康福祉課長。

○下村健康福祉課長 すみません、議案の説明の前に、先ほどの第55号のところでも少し課長補佐の説明のところで誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

○坂倉広子委員長 課長補佐。

○吉水課長補佐 新旧対照表の中の説明で、最後に5%減額の保険料のところでも3万7,500円というふうに申したわけですが、3万7,530円の誤りでございます。

○坂倉広子委員長 健康福祉課長。

○下村健康福祉課長 すみませんでした。

それでは、続きまして議案第48号についてご説明申し上げます。

提出議案書の13ページから31ページをごらんいただきたいと思います。

それでは、議案第48号、鳥羽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてであります。

提案理由は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定めたく、本提案とするものでございます。

条例案の概要は、大きく3点ございます。

1点目は、医療介護総合確保推進法により、指定居宅介護支援事業所の指定権限が三重県から鳥羽市に移管されることに伴い、新規に条例を定める必要が生じたことによるものでございます。

2点目につきましては、国の省令改正に伴い、従来の都道府県の基準条例における基準が省令改正後の基準省令を下回ることによる変更であります。

最後に、3点目は、三重県の独自基準といたしまして非常災害対策の条項を追加しております。

詳細につきまして、担当補佐からご説明申し上げます。

○坂倉広子委員長 課長補佐。

○吉水課長補佐 それでは、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について説明させていただきます。

まず、指定居宅介護支援等の事業とは、要介護の認定を受けた方が在宅での生活が維持できるようにケアプランを作成するための事業所で、ケアマネ事業所とも呼ばれております。

最初に、省令の改正によるものですが、医療と介護の連携強化、平時から医療機関との連携促進、質の高い

ケアマネジメント推進、公正なケアマネジメントの確保、訪問回数の多い利用者への対応、障がい福祉制度の相談支援員との密接な連携を図る等が今回改正されております。

提出議案の14ページをごらんください。

第1条、趣旨では、人員、運営基準、指定要件について定めております。

第2条、用語は、法で使用する用語としました。

第3条、基本方針は、利用者の権利擁護に努め、特定のサービス事業所のサービス利用に偏らず、包括支援センター等や障がい者施設との連携に努めるとなっております。

15ページをごらんください。

第4条、申請者の要件は法人とします。

第5条、従業員の員数。1人以上常勤であり、利用者の数は35人を基準とします。

第6条、管理者。管理者は主任介護支援専門員で常勤、介護支援専門員との兼務可能で、同一敷地内の職務にも兼務可能となっております。

16ページに移ります。

第7条、内容及び手続の説明及び同意。運営規程の説明並びに同意し、ケアプランを利用者の希望により作成され、複数のサービス事業所の紹介、病院との連携、利用者への重要事項等の文書の交付は電磁方式が認められております。また、第3項の医療機関との連携につきましては、省令の改正により追加しております。

18ページをごらんください。

第8条、提供拒否の禁止。提供地区範囲外の場合のみとなっており、担当する利用者数が35名を超えた場合でも拒否の理由にはならず、ほかの事業所の紹介等を含め、丁寧に説明しなければならないとしました。

第9条、サービス提供困難時の対応。実施地域等となっており、提供区域内であっても、困難事例となりますが、他の事業所の紹介等に努めるとしました。

第10条、受給資格等の確認。利用者との契約の際に、資格認定の有無や有効期間を確かめるとしました。

第11条、要介護認定の申請に係る援助。利用者の認定申請に関する援助を定めております。

19ページに移ります。

第12条、身分を証明する書類の携行。ケアマネジャーの資格証の携行が義務づけられております。

第13条、利用料等の受領。ケアプランと介護サービスの整合性、実施地域以外は交通費の請求ができ、サービス内容と費用の説明と、これらに関する利用者の同意が必要です。

第14条、保険給付の請求のための証明書の交付。こちらは、介護保険料の滞納等で介護給付が償還払いとなっている利用者に提供証明を交付いたします。

第15条、指定居宅介護支援の基本取扱方針。状態の悪化防止、医療連携、自己評価、常に改善を図るとしました。

20ページをごらんください。

第16条、指定居宅介護支援の具体的取扱方針。計画の作成に当たって、サービス提供方法の説明、継続的かつ計画的サービス利用、医療福祉、地域住民も含めた総合的計画、利用者自身によるサービスの選択、課題分析及び留意点、プランの原案作成、担当者会議での意見聴取、計画原案説明及び同意、プランの交付、サー

ビス事業者から個別サービス計画の届け出受理、計画の実施状況把握と評価、モニタリングの実施、介護度変更の場合等の計画の見直し、施設の紹介、施設との連携、医療系サービス利用に係る主治医からの意見、短期入所の計画への位置づけ、福祉用具購入・貸与の妥当性、認定審査会の意見の計画への反映、予防支援との連携、予防支援の委託件数の勘案、地域ケア会議に対する協力としました。

続きまして、25ページをごらんください。

第17条、法定代理受領サービスに係る報告。支払いについて、国保連合会の資料提出、基準該当償還払いにおける書類の提出を定めております。

第18条、利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付。ケアマネ事業所変更に伴うケアプラン等書類の他事業者への引き継ぎについて定めております。

第19条、利用者に関する市への通知。利用者が指示に従わず状態が悪化した場合や、誤り、不正行為による保険給付についての市への報告が義務づけられております。

26ページに移ります。

第20条、管理者の責務。居宅支援専門員の管理運営に関する基準を遵守させるための指揮命令を行うものとします。

第21条、運営規程。基本情報や重要事項に関する規程を定めております。

第22条、非常災害対策。こちらは三重県の独自基準となっており、東日本大震災の教訓により、利用者の安全確保のための手順、通報・連絡体制の確保並びに従業者への周知を定めております。

27ページをごらんください。

第23条、勤務体制の確保。適切なケアプランを提供するため、勤務体制を定め、研修の機会確保を行うものとします。

第24条、設備及び備品等。担当者会議開催室、計画費請求のための端末等の確保について定めております。

第25条、従業者の健康管理。介護支援専門員の清潔の保持その他健康状態の管理を行うこととしました。

第26条、掲示。運営規程、勤務体制等の掲示義務について定めております。

第27条、守秘義務。守秘義務の発生、個人情報の使用に係る利用者の同意が必要となります。

28ページに移ります。

第28条、広告。過大広告制限を定めております。

第29条、居宅サービス事業者からの利益收受の禁止等。サービス事業所の方より金品等の收受の禁止を定めております。

第30条、苦情処理。苦情に対する対応・記録、市からの指導・調査への協力、改善等を定めました。

29ページの中段をごらんください。

第31条、事故発生時の対応。事故について、家族・市への報告、記録、損害賠償について定めております。

第32条、会計の区分。グループ企業における経理区分を定めております。

30ページに移ります。

第33条、記録の整備。これまでに条例制定を行っている市町村において、2年を5年に延長している例が見られますが、本市の場合は、既に定めている鳥羽市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及

び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び鳥羽市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例との整合性を考慮し、保存期間は国の基準どおり2年間のままとしました。

第34条、準用。鳥羽市基準該当事業所に関する規則からの準用でございます。

31ページに移ります。

附則、施行期日、この条例は30年4月1日から施行します。ただし、第16条第20号の規定は、訪問介護サービスの利用回数増に伴い理由書の提出について定めておりますが、厚生労働省の定める回数については現在、国で協議中でございます。こちらは30年10月1日からの施行となります。

経過措置といたしまして、平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、同条第1項に規定する管理者を介護支援専門員とできる経過措置がございます。

以上、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例についての説明とさせていただきます。

○坂倉広子委員長 健康福祉課長。

○下村健康福祉課長 続きまして、関連がございますので、議案第58号を続けさせていただいてよろしいでしょうか。

○坂倉広子委員長 はい。

○下村健康福祉課長 続きまして、議案第58号についてご説明申し上げます。

提出議案書の63ページから65ページをお願いします。新旧対照表は83ページから86ページをごらんください。

それでは、議案第58号、鳥羽市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてでございます。

提案理由は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正をいたしたく、本提案とするものでございます。

改正内容の主なものは、介護保険法の改正により本年4月より新たに共生型サービスがスタートすることに伴い、介護予防支援事業者がこれまでの介護保険施設との連携に加えて、障がい者施設や医療機関との連携などのあり方について、介護予防支援の基準等を改正するものでございます。

詳細につきまして、担当課長補佐よりご説明申し上げます。

○坂倉広子委員長 課長補佐。

○吉水課長補佐 それでは、鳥羽市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について説明いたします。

改正の内容といたしましては、先ほど議案第48号で説明しました居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準が要介護の方のケアプランに関する条例で、この条例につきましては要支援の方のプランについての改正となっております。居宅介護支援と同じく、介護予防・障がい者施設の連携や利用者への複数の介護予防サービスの紹介、医療機関との連携、担当者会議における利用者や家族の参加となっております。

新旧対照表の83ページをごらんください。

第4条、基本方針。第4項では、介護予防支援事業者が現在の介護保険施設との連携に加え、障がい者施設との連携を定めております。

第7条、内容及び手続の説明及び同意。第2項では、利用者が介護保険のさまざまなサービスが選択できるように、介護予防支援事業者に対して複数の介護予防サービス事業者の紹介を求めることができる文言を追加しております。

84ページをごらんください。

第3項におきまして、医療機関との連携を定めるものとして、利用者に対し、担当職員の氏名、連絡先を当該病院に伝える文言を追加しております。

第4項、第6項、第7項第1号では、項の追加による引用の変更を行っております。

85ページに移ります。

第33条、指定介護予防支援の具体的取扱方針。第1項第9号につきましては、介護予防の内容について協議を行うサービス担当者会議におきまして、利用者及びその家族の参加を追加いたしました。

86ページをごらんください。

14号の2、介護予防サービス事業者から受けた服薬情報等を主治医等に提供する文言を追加しており、20号の2は、介護予防計画を主治の医師に交付する文言を追加しております。

以上、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

説明は終わりました。

議案第48号についてのご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 2点お聞きします。

ケアマネに伴う事業者の県から市へ省令改正に伴うものだという課長補佐の説明でした。県条例を踏まえて鳥羽市の条例をつくるわけですけれども、新たに鳥羽市に即して付記した、改善したというような中身はあるのでしょうか。

○坂倉広子委員長 課長補佐。

○吉水課長補佐 鳥羽市の独自基準というのはございません。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 従来の県の条例そのものだという事です。

2点目をお聞きしますけれども、19ページの15条の項2の「指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。」というふうに指定しております。これは、その中身を記録もしくは報告するという形になっておるのでしょうか。努力義務ということで任されておるのでしょうか。

○坂倉広子委員長 課長補佐。

○吉水課長補佐 文言のとおり、努力義務ということでお任せするということになります。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 この条例を定めると、ケアマネさんは絶えず質の評価を行って常に改善を図らなきゃいかんということが働くのなら、努力義務だけれども「なければならない」だから義務規定ですわね。何かかぶせるような感じがするんですけども、余りそんなに危惧するようなことはないんでしょうか。

○坂倉広子委員長 課長補佐。

○吉水課長補佐 指定の権限と同時に実地指導とかの権限もおりてきますので、その際に見せていただくという形か、チェックさせていただくという形になるかと思います。

○戸上 健委員 これは研修を受けることだということですか。わかりました。

以上です。

○坂倉広子委員長 議長。

○浜口一利委員 今のいろいろ説明をもらったわけなんですけれども、介護保険制度を利用するのに必要な介護認定で軽いから、要支援1、2の方が受けられるサービスが県から市へ移ったということではよろしいんですか。

○坂倉広子委員長 課長補佐。

○吉水課長補佐 サービスではなくて、もともと予防支援は市の条例で定めておまして、今回は要介護の方のケアプランの指定の権限というのが市におりてきたということになります。

○坂倉広子委員長 議長。

○浜口一利委員 それは、介護度が軽い方ということではよろしいんですかということなんです。全て介護度が低い方の介護をやるのが県から市へ、市がやってくださいということでしょう、介護度の低い方をということで。そういう理解ではよろしいんですか、これ。

○坂倉広子委員長 要支援と仕組みのことについてちょっと説明。

課長補佐。

○吉水課長補佐 もともと、介護度の低い方といいますか要支援の方につきましては、包括支援センターでケアプランの作成を行っておりました。今回県から市におりてくるものにつきましては、介護1から5の方、要介護の方の部分が県のほうからおりてくるという形になります。

○浜口一利委員 介護をやる人の全て、介護のこの事業が県から市へおりてきたのは全てということで、一部おりてきたということでしょう。違うの。

○坂倉広子委員長 健康福祉課長。

○下村健康福祉課長 二つの議案を今説明させていただいたと思うんですけども、第58号のほうは今おっしゃられる要支援の方々のケアをしていくための条例でありまして、第48号、もう一つのほうは要介護の方のケアプランに関する取り決めをさせていただいたものでありますので、具体的なサービスが県から市に、サービスのやり方どうのこうのじゃなしに、サービスをしていくに当たってのケアプランについての事業所に関する取り決めがこういうふうに変ってきたというような、ちょっとわかりにくい説明かもわからないんですけど。

○浜口一利委員 こっちがちょっとわからんところがあるもので聞いただけやけれども、それに対して市が対応していこうとすると市の体制というのが問われる。市のレベルというのはそのくらいやれるということで条例

を定めておるわけやけれども、条例を定めて実行をやっていく中で、できる体制があるのかどうかというだけの話なんです。そのあたり、鳥羽市のレベルは高いの。どんなんですか。

○坂倉広子委員長 課長補佐。

○吉水課長補佐 今現在鳥羽市が管轄している事業所は7事業所ございまして、ケアマネ事業所は8事業所ございます。それが倍以上、7から15事業所になるわけなんです。こちらのほう、事務が煩雑になることが予想されるんですけども、そこら辺につきましては管理するシステムを導入しておりまして、また30年度の当初の説明でお願いする部分なんですけれども、それで何とか乗り切っていきたいと考えております。

○浜口一利委員 市がちゃんとやっていけるかどうか聞いておるだけで、そんなに……。十分やっていけるというのはそれでいいんやけども。

○坂倉広子委員長 なので、これからやっていけるんですよということですので、課長補佐、ちょっと予定をお願いします。

○吉水課長補佐 業務の詳しい内容につきましては、まだちょっとふたをあけてみないとわからない部分もございます。ただ、今のメンバーのままで力を合わせて頑張っていきたいと考えております。

○坂倉広子委員長 井村委員。

○井村行夫委員 私も説明を聞いておって、そこなんです。議長と一緒に、こういう形のもの一つ一つ見ても、証明とかケアマネさんのいろいろな水準とかそういうのも上げていく、医療サービスにしてもそうですけれども、こういう状況のものを全部扱って、これが市として今後やっていけるかというのを、努力してやりますというふうな形ですけれども、そこをやらせてもらいますというぐらいの気持ちでできるのか、また、こうしたらいいというような部分も問題点というのがあったら、これは一つの条例ですけれども、そこら辺をお聞きしたいなというふうにちょっと思ったんで、よろしくをお願いします。

○坂倉広子委員長 健康福祉課長。

○下村健康福祉課長 これ、条例改正、制定してやっていけるんかということでございますけれども、先ほど補佐のほうからも申し上げたように、機械に頼っていく部分というのももちろんあると思いますし、当然、市の職員もスキルを上げて、結局指導監督していく立場になるわけですので、従前、県で担当していただいていたというようなこともあります。そういったところにも同行しながらこれまでやっておった経過もあるんですけども、県の福祉監査課あたりのところにもノウハウをいただきながら、きちんと指導できるように、実際にこの事業をやっていくというわけではございません。指導監督していく立場ですので、そういったノウハウ、力をつけていきたいというふうに思っています。

○坂倉広子委員長 議長。

○浜口一利委員 私が言ったのは、鳥羽市の介護に携わっている方のレベルが低いということを言っているのではなくして、結局、県から市へいろんな仕事に移管されるわけやもので、余計仕事量もふえるし、そういうところが心配されるもので、その対応は十分なのかどうかということなんで、決して鳥羽市の介護に携わっておる人のレベルが低いとか、そういうことではないということだけ言っておきます。

○坂倉広子委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、ないようですので、昼食のため休憩に入らせていただきます。

午後からよろしくお願いたします。

午後1時から再開いたします。

(午前11時55分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○坂倉広子委員長 それでは、休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

議案第58号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 ないようですので、次に議案第56号、鳥羽市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第57号、鳥羽市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、あわせて担当課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○下村健康福祉課長 それでは、議案第56号からご説明申し上げます。

提出議案書の47ページから59ページです。それから、新旧対照表につきましては33ページから74ページをごらんいただきたいと思います。

議案第56号、鳥羽市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

提案理由は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正をいたしたく、本提案とするものでございます。

改正の主な内容でございますが、さきの議案第58号でもありました介護保険法の改正による共生型サービスのスタートにより、障がい者の施設を介護保険の施設として指定するなど、地域密着型サービスの基準を改正するものでございます。

詳細につきましては、配付させていただいております資料、健康福祉課2という資料がございます。こちらは3ページありますが、そちらの資料の説明も含めて担当課長補佐よりご説明申し上げます。

○坂倉広子委員長 課長補佐。

○吉水課長補佐 それでは、鳥羽市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

省令の改正による内容は、共生型地域密着型サービスの創設、定期巡回等、事業所のオペレーター資格基準の緩和、介護・医療連携推進会議の開催回数の緩和、定期巡回事業所の敷地外利用者へのサービス提供、共生型地域密着型通所介護の新設、併設事業所に介護医療院が追加され、同一敷地内施設における施設長兼務、医療機関との連携、看護小規模多機能サテライトの新設等となっております。

最初に、共生型地域密着型サービスですが、障がい者が65歳になられた時点で介護保険の認定を受けると、介護サービス優先の観点から使いなれた障がい者サービスが使えなくなるため、障がい者施設を介護の施設と

して指定することで、継続して障がい者サービスが利用できるような改正を行います。また、本則における厚生省令からの引用については、今回同時に上程しておりますほかの条例が整備されたことに伴い、厚生省令から市の基準条例へ変更させていただきました。

介護保険の制度につきまして、おさらいになりますが、地域密着型サービスについて説明させていただきます。

資料2の1ページをごらんください。

介護保険のサービスには、都道府県が指定を行う広域型と市町村が指定を行う地域密着型の2種類がございます。地域密着型とは、比較的小規模な事業所で、資料にございます九つのサービスが該当となっております。それ以外の大規模な特別養護老人ホームや老人保健施設等のサービスは、全て広域型で都道府県の指定となります。また、地域密着型の特徴といたしまして、鳥羽市内にある事業所は基本的には鳥羽市の方だけが利用でき、住みなれた地域での生活が継続できるようにつくられております。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、資料2の1ページの表にございます要介護認定を受けた方が利用できるサービスについての改正で、要介護の欄に丸印がついている九つのサービスが該当となります。この九つのサービス一つ一つの条項に対して同じ文言の改正が繰り返し追加となっており、重複する文言の一覧表を資料2の2ページにつけさせてもらっています。また、国の省令から基準条例の改正についても一覧を添付しております。重複する文言について、二つ目以降のサービスは一部省略した形で説明をさせていただきます。

新旧対照表の33ページをごらんください。

第5節に共生型地域密着型サービスに関する基準を追加し、もとの5節は6節となります。

第1条、趣旨。共生型地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を追加しました。

34ページをごらんください。

第2条、定義。第1項第6号に共生型地域密着型サービスを追加しました。

第6条、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者の員数。電話オペレーターの資格基準について、サービス提供責任者の経験が3年以上から1年へと短縮されております。

第5項では、同一敷地内施設の職員をオペレーターとして充てる時間帯、午後6時から翌朝8時の制限をなくしました。

第6条第5項第12号に、同一敷地内の施設の職員をオペレーターとして充てることのできる施設に介護医療院が加わります。介護医療院なんですが、平成35年度末でサービスが終了いたします介護療養型医療施設にかわるものでございます。

第7項では、オペレーターが随時訪問サービスに従事する時間を撤廃しました。

第8項では、オペレーターが随時訪問サービスに従事している場合に訪問介護員を置かないことができる時間制限を撤廃しております。

36ページをごらんください。

第12項は、第191条の項の追加により、第10項から第14項に変更しました。

第14条、心身の状態等の把握につきましては、冒頭で説明しましたが、法の引用によりまして、厚生省令

から基準条例に変更しております。

37ページをごらんください。

第32条、勤務体制の確保等についても時間制限を撤廃いたしました。

第39条、地域との連携等。第1項について、介護・医療連携推進会議の開催回数が3月に一度から6月に一度に緩和しました。

38ページをごらんください。

第4項では、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所について、同一敷地内の利用者以外の方へのサービス提供について、正当な理由がある場合を除き、努力義務から行わなければならないに変更しました。

第47条第3項、夜間対応型訪問介護についても電話オペレーターの資格基準を緩和しております。

39ページに移ります。

第59条、共生型地域密着型通所介護の基準。第59条の20の2については、共生型地域密着型通所介護の基準を新設いたしました。

42ページに移ります。

第59条の25では、療養通所介護の定員が「9名」から「18名」に拡大としました。

第59条の27では、「運営規程」を「重要事項に関する規程」に変更としました。

43ページをごらんください。

第61条、従業者の員数は、認知症対応型通所介護に併設される施設に介護医療院を追加しました。

44ページをごらんください。

第61条第4項は、省令から基準条例への変更です。

45ページに移ります。

第61条第7項と第63条第5項についても、省令から基準条例へ変更しました。

46ページをごらんください。

第64条、従業者の員数も、省令から基準条例への変更です。

47ページに移ります。

第65条、利用定員等では、共用型認知症対応型通所介護の利用定員について、従来型では3人以下でしたが、ユニット型の場合は本来の利用定員と共用型通所の利用定員の合計が12人までに拡大しております。

48ページに移ります。

第65条、利用定員等。第2項については、通所介護を行う施設について、3年以上の経験を有する部分について、看護小規模多機能を追加しました。

49ページをごらんください。

第82条、従業者の員数等について、省令から基準条例へ変更しております。小規模多機能型居宅介護の人員について、サテライト型看護小規模多機能の登録者の居宅において行う人員を1名以上確保というのを追加しております。

50ページに移ります。

第82条第6項の表中、小規模多機能に併設される本体施設に介護医療院を加えました。

51ページをごらんください。

第82条第7項、小規模多機能の本体事業所の定義を「以下」から「この章」に変更しました。

第83条、管理者。第3項に、小規模多機能の管理者を本体事業所の管理者が兼務となる規定に介護医療院を追加いたしました。

52ページに移ります。

第84条は、小規模多機能の代表者の経験履歴について介護医療院を追加しております。

第85条、登録定員及び利用定員につきましては、省令から基準条例への変更でございます。

53ページに移ります。

第86条、第93条についても、省令から基準条例へ変更しました。

54ページに移ります。

第103条、協力医療機関等。小規模多機能の連携機関に介護医療院が追加となり、第110条、従業者の員数につきましては、省令から基準条例へ変更といたしました。

55ページに移ります。

第111条、管理者。グループホームの管理者の経験職歴について、介護医療院を追加しました。

56ページをごらんください。

第112条、指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者。代表者の経験職歴に介護医療院を追加しました。

第113条については、省令から基準条例への変更でございます。

57ページに移ります。

第117条、指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針。第7項に、身体拘束の適正化、従事者への周知、適正化指針、研修の実施を追加しております。

58ページをごらんください。

第125条、協力医療機関等。第3項の連携機関に介護医療院を追加しました。

第130条、従業者の員数。第4項、地域密着型特定施設入居者生活介護の看護職員と介護職員の規定について、表現の変更と、本体事業所が介護医療院であった場合、看護職員、介護職員は常勤から常勤換算ということを追加しております。

59ページに移ります。

第7項第1号、地域密着型特定施設入所者生活介護の本体事業所が老人保健施設の場合、言語聴覚士を置かなくてよい規定を追加、第3号に本体施設が介護医療院の場合、介護支援専門員を置かなくてよい規定の追加をしております。

第138条、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針。第6項に身体拘束の適正化の文言を追加しております。

60ページをごらんください。

第151条、従業者の員数。第3項、「この条において同じ。」から「項」に変更。併設基準の表現の変更と省令から基準条例への変更を行っております。

61ページに移ります。

第4項に、地域密着型老人福祉施設の支援機能を有する者に介護医療院を追加し、第8項第2号に、本体施設が老人保健施設の場合、言語聴覚士を置かなくてよい規定を追加しております。

62ページに移ります。

第4号に、本体施設が介護医療院の場合、介護支援専門員を置かなくてよい規定を追加、第13項、第16項で省令から基準条例への変更を行っております。

63ページに移ります。

第153条、サービス提供困難時の対応。第1項に、地域密着型老人福祉施設において入院治療が必要な場合、病院、老人保健施設を紹介する規定に介護医療院を追加しております。

第157条、指定地域密着型老人福祉施設入居者生活介護の取扱方針。第6項に身体拘束の適正化を追加しております。

64ページをごらんください。

第165条の2、緊急時等の対応、第1項に医師との連携等、対応方法を定めるを追加、第168条、運営規程。第1項第6号に緊急時等における対応方法を追加。

65ページに移ります。

第182条、指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の取扱方針、第8項に身体拘束の適正化を追加しております。

第186条、運営規程。第1項第7号に、ユニット型地域密着型老人福祉施設の緊急時における対応方法を追加。

66ページに移ります。

第191条、従業者の員数等。第1項、看護小規模多機能サテライトの基準の定義の追加をしております。

67ページをごらんください。

第6項、看護小規模多機能サテライトの短期入所の基準の定義の追加。

68ページに移ります。

第7項第5号の併設事業所に介護医療院を追加、第8項から第10項に介護小規模多機能サテライトの基準を設定。

70ページをごらんください。

第13項に、研修を受けていれば、介護支援専門員を置かなくてもケアプランを作成できるを追加。

第192条、管理者。第2項、管理者は本体事業所の管理者が兼務できるを追加、第3項、管理者の経験履歴に介護医療院を追加。

71ページに移ります。

第193条、看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者。第1項、代表者の経験履歴に介護医療院を追加しております。

第194条、登録定員及び利用定員。第1項、サテライト型の登録定員は18人とし、72ページに移ります。

第2項第1号の通いサービスの定員は12人、第2号、短期入所は6人までとしました。

第195条第2項第2号に、看護小規模多機能が有床診療所の場合、短期入所の居室として使用できるを追加しております。

73ページに移ります。

第199条、看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成。第1項に、研修修了者にケアプランの作成が可能を追加しております。

以上、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

**○坂倉広子委員長** 健康福祉課長。

**○下村健康福祉課長** 続きまして、議案第57号についてご説明申し上げます。

提出議案書は60ページから62ページ、新旧対照表は75ページから82ページをごらんください。

議案第57号です。鳥羽市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

提案理由は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正をいたしたく、本提案とするものでございます。

改正の概要は、平成30年4月の介護保険法改正により、新たに地域密着型サービスに併設される施設に介護医療院が加わったことや、共用型認知症通所介護の利用定員の緩和、身体拘束の適正化についての基準の改正などがございます。

詳細につきましては、担当課長補佐から説明を申し上げます。

**○坂倉広子委員長** 課長補佐。

**○吉水課長補佐** それでは、鳥羽市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について説明をさせていただきます。

先ほどの議案第56号と同じように、サービスごとに重複する文言があり、重複の条項一覧と省令から基準条例への変更の一覧表を、資料2の3ページにつけさせていただきました。

新旧対照表の75ページをごらんください。

第5条、従業者の員数。第1項につきましては、認知症対応型通所介護に併設できる施設に介護医療院を追加いたしました。

76ページに移ります。

第9条、利用定員等。第1項におきまして、共用型通所介護の利用定員を変更しました。地域密着型特定施設と従来型老人福祉施設については、施設ごとに3人となっておりますが、ユニット型老人福祉施設においては、ユニットごとに定員の利用と通所介護利用者の合計が12人以下に変更しております。

第16条、心身の状態等の把握について、省令から基準条例の変更を行っております。

77ページに移ります。

第44条、従業者の員数等。第6項では、併設できる事業所に介護医療院を追加いたしました。

78ページに移ります。

第45条、管理者。第3項は、小規模多機能事業所の管理者の要件の中で、他の施設で3年以上の経験を有する者とございますが、該当の施設に介護医療院を追加いたしました。

79ページをごらんください。

第46条、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者。第1項につきましては、施設の代表者の要件の中に、ほかの施設の経験についての該当の施設に介護医療院を追加しました。

第60条、協力医療機関等。第3項におきまして、夜間における緊急対応のための支援を求める施設に介護医療院を追加しております。

第67条、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針についても、省令から基準条例の変更を行っております。

80ページに移ります。

第72条、管理者。第2項は、認知症対応型共同生活介護の管理者の経験職歴に介護医療院を追加しております。

第73条。指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者、第1項の代表者の経験職歴に介護医療院を追加しております。

81ページをごらんください。

第78条、身体の拘束等の禁止。第3項、認知症対応型共同生活介護事業者に身体拘束の適正化を定めております。

82ページに移ります。

第83条、協力医療機関等。第3項、夜間に支援を受ける医療機関等に介護医療院を追加いたしました。

以上、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

○坂倉広子委員長 説明は終わりました。

先に、議案第56号についてご質疑はありますか。

戸上委員。

○戸上 健委員 49ページの上から4段目ですけれども、第6条第2項ただし書きの「3年以上」が「1年以上」というふうになりました。これは安易にならないのでしょうか。

○坂倉広子委員長 課長補佐。

○吉水課長補佐 もともとはこの職に介護福祉士が充てられているということがございました。それについて、介護福祉士が今不足しておりますので、それを確保のためということもございます。サービス担当責任者といえますのはかなり経験が豊富なわけございまして、3年を1年したところで特に支障はないと考えております。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 今まで経験が3年以上なければいけなかったんだけど、もう1年以上でオーケーになったと、それで大丈夫なのかという危惧はあるんだけど、あなた方の専門性からいって間違いないという答弁でした。

次に、(12)の介護医療院についてお尋ねします。

この医療院というのはこの4月からと先ほどの課長補佐の説明でありました。鳥羽の現況はどうなっておるのでしょうか。介護医療院というのは、新たにどういうところがそれに該当しますというような説明をしてください。

○坂倉広子委員長 課長補佐。

○吉水課長補佐 介護医療院につきましては、今全国に1カ所もございません。今後、医療の關係の病床群というのがございまして、それも廃止になり、それに先ほど申しました介護の病床群についても廃止になります。それからの転換というふうに考えておりまして、鳥羽市内には事業者はございません。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 そうなりますと、その下の第6条第7項中の午後6時から午前8時までの間はというのが削られたんですけども、条例改正で削っているけれども、介護医療院がないわけだから、特段これに留意することはないという理解でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 54ページの盛んに身体的拘束ということですけども、これは、かねて問題になったロープで縛るとかああいうこと、暴れる人をですね、ということやないかと思うんですけども、適正化とはどういう意味なんでしょうか。身体的拘束等の適正化。

○坂倉広子委員長 課長補佐。

○吉水課長補佐 拘束についての研修であったりとか委員会を開催したりであったりとか、そういうことを行うことによってなくしていこうという、そういうことでございます。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 身体的拘束のあり方について言及した条例改正ではないんですね、ここは。研究とかそういうふうにおっしゃったから、身体的拘束等の適正化ということは、このような暴れる人をそういうふうに縛る、それはいけませんと。片手であればそれはオーケーですとか何時から何時までであればオーケーだとか、そういう拘束等の適正化、それ自体、拘束することのどこまでは適正でどこまではあかんというような意味合いではないんですね、この適正化というのは。

○坂倉広子委員長 課長補佐。

○吉水課長補佐 今までも努力義務ということで、研修会とかそういう委員会とか話し合いの場を持っていたいたわけなんですけれども、今回、法で定めるという形になりました。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 ちょっと僕の質疑のあれと違う気がしますけれども、まあよろしいです。

そして、次の55ページの(1)に、「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回

以上開催するとともに、その結果について、介護従事者その他の従業者に周知徹底を図ること。」というふうにあります。これは誰に求められているのでしょうか。

○坂倉広子委員長 課長補佐。

○吉水課長補佐 施設の管理者ということになります。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 それらは、3カ月に1回研修して結果を周知徹底ですけれども、こちらの行政に報告義務というようなことはないのでしょうか。もう施設のほうに任せっきりになっておると。行政のほうがそれを掌握するというか、管理ということにはならないと思いますけれども、どういう状況かということ把握するということは別に必要ないのでしょうか。

○坂倉広子委員長 課長補佐。

○吉水課長補佐 市内で対象になる事業所はグループホームの2カ所でございます。その会議とか委員会につきましては、行政も出席するようというふうに考えております。

○戸上 健委員 わかりました。以上です。

○坂倉広子委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、ないようですので、次に議案第57号について質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

○坂倉広子委員長 ないようですので、審査を終わります。

これで、付託された議案の説明を受けました。

続いて、採決に至る前に、委員の皆さんで議案に対する討議を行いますか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、討議もないようですので、採決に入る前に、説明員入れかえのため暫時休憩をいたします。35分から開催いたします。暫時休憩。

(午後 1時30分 休憩)

---

(午後 1時35分 再開)

○坂倉広子委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより議案番号順に採決を行います。

お諮りいたします。

議案第48号、鳥羽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いします。

(起立 全員)

○坂倉広子委員長 全員であります。

よって、議案第48号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第49号、鳥羽市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について、原案どおり可決すること

に賛成の諸君は起立をお願いします。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。全員であります。

よって、議案第49号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第50号、鳥羽市国民健康保険支払準備基金条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いします。

(起立多数)

○坂倉広子委員長 多数であります。

よって、議案第50号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第51号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いします。

(起立多数)

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。多数であります。

よって、議案第51号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第52号、鳥羽市手数料徴収条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いします。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。全員であります。

よって、議案第52号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第53号、鳥羽市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いします。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。全員であります。

よって、議案第53号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第54号、鳥羽市国民健康保険条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いします。

(起立多数)

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。多数であります。

よって、議案第54号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第55号、鳥羽市介護保険条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いします。

(起立多数)

○坂倉広子委員長 多数であります。

よって、議案第55号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第56号、鳥羽市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。全員であります。

よって、議案第56号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第57号、鳥羽市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。全員であります。

よって、議案第57号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第58号、鳥羽市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。全員であります。

よって、議案第58号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第60号、鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起立多数)

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。多数であります。

よって、議案第60号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第61号、鳥羽市辺地の総合整備計画の策定について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。全員であります。

よって、議案第61号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第62号、指定管理者の指定について（桃取コミュニティセンター）、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。全員であります。

よって、議案第62号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第63号、指定管理者の指定について（畔蛸コミュニティセンター）、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。全員であります。

よって、議案第63号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第64号、指定管理者の指定について（船津コミュニティセンター）、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

（起立全員）

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。全員であります。

よって、議案第64号については原案どおり可決することに決定いたしました。ありがとうございました。

続いて、TOBAミライトークの開催により、広報広聴委員長より事後処理の協議を求められている件についてであります。

説明員を入れかえますので、交代をお願いいたします。

（午後 1時42分 休憩）

---

（午後 1時43分 再開）

○坂倉広子委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、ミライトークの事後処理に係る協議を行いますので、委員及び担当課の皆様よろしくお願いたします。

昨年7月24日に鳥羽市介護保険サービス事業者協議会とTOBAミライトークが開催され、その後、実施報告書が提出されました。報告書の提出を受け、広報広聴委員会で協議し、8月31日開催の議会運営委員会において、広報広聴委員会委員長から実施報告書の内容について事後処理の協議を求められております。事務局から実施報告書を配付しておりますので、事務局から説明をしていただきます。よろしくお願いたします。

○上村次長兼庶務係長兼議事係長 今、委員各位は先週お配りをさせていただいておるんですが、お持ちでしょうか。それと、執行部の皆様には今お持ちの方と追加で配らせていただいておりますけれども、よろしいですか。

それで、内容はというと、鳥羽市内の介護保険事業所の中で構成されていますサービス事業所連絡会というところと議会のほうでミライトークということで、課題等の共有を行ったわけです。その中で4班に分かれてグループワークをして進めたんですけれども、その中で大体共通意見的なものが出されておりましたので、それについて協議し、確認をしていきたいというところでございます。

その中で、内容としては、離島地区の介護サービスについて少し本土の側と格差があるんじゃないかというところなんです。それと駐車場の関係です。離島へ訪問等のサービス提供で事業者の職員が向かうときの駐車場が、現状西駐車場になっておるけれども、第1駐車場を借りられないかと、使えないかというふうな問題でした。それから、道路の問題のことも挙げられておったんですが、これについては国道、県道、市道、私道の区別があるのかどうかというところのいろんな問題もあるんですけれども、これについても少し協議をしていただきたいというところでしたので、大きく、離島のところとの介護サービスの格差、それから駐車場のこと、それから道路のことということで、この三つを現状どうなっておるかというところを確認させていただきたいというところでございます。

以上です。

○坂倉広子委員長 事務局の説明は終わりました。

説明にもありましたが、今回の事後処理については、鳥羽市介護保険サービス事業所連絡会とミライトークを行い、課題等を共有することからスタートいたしました。今後、当委員会として今回の課題をどのように取り扱うのか確認する必要がありますので、健康福祉課から、介護保険制度の現状や市が進める高齢者への福祉施策について説明をいただきたいと思います。

それでは、健康福祉課長、よろしくお願いします。

○下村健康福祉課長 全体的な高齢者福祉施策というのは高齢者福祉計画でも現在つくらせていただいておりますので、12月にも説明させていただいておりますので、おおむねご理解いただいておりますので、先ほど事務局からまとめとして3点いただいておりますところについて、少しお話をさせていただきたいというふうに思います。

最初に、離島における介護サービスの格差というところがあったと思うんです。細かいところはまた後、係から補足してもらおうと思っておりますけれども、基本的に、離島にサービスが届かないという現状が確かにあるということでは認識しております。当然、離島側にサービス事業所がないというのがそもそもでありますけれども、なかなか採算性、地元で離島側で利用者が確保できるのかというところから、事業者が進出しようという環境にはないというふうに思っています。という今現状があるところで、やはり本土から離島へサービスを届けに行くという、そういうことが必要なというふうに思っています、かねてからそういうところに支援をしていこうというようなことで、介護サービス事業所が例えばデイサービスに行ったりとか、訪問看護に行ったりとかいうようなことであります、市内になかなか事業所がないというのがありますけれども、なかなか行ってもらうにくいという現状があります。船の便の関係もあります。ということは、向こうでの滞在時間が長くなって、1人の利用者に対応するためにかなりの時間がかかってしまうというようなことがあったりとかそういったところ、向こうへ行って待つところがないということもよく聞きますけれども、そういったところで進出してもらえない、仕事をするために行ってもらにくいということがあって、そこへの支援として、往復の船賃を本当は出せばいいんですけれども、今、事業者が行ってもらう費用、船賃の半額を市から単費で補助しているというのが現状です。

2点目のところにもありましたけれども、駐車場の問題があります。駐車場は、運営しております開発公社の事情もありまして西駐車場でしか確保できないということで、今のところ西駐車場を利用してもらうということで、そちらも市からは支援しているところです。ただ、それにしても一番最初に申し上げたそういう1人の人のために行くための経費というのがかさむというようなことがあって、なかなか行ってもらうにくい状況やということで。支援については半額の部分もありますので、できれば全額というふうな原課としての希望がありまして、財政当局と話をしております。まだ現在のところ実現はしておりませんが、そういった部分については財政部局にも伝えながら、より離島へ行ってもらうやすいような、そういう支援ができないかというようなことで考えております。

これは、鳥羽市だけの問題じゃないと思います。区域の中に離島がある市町はどこも苦しんでおられると思うんです。平成28年度に国土交通省が、離島振興という視点で介護サービスの格差をきちんと調べるということで仕事を始めていただきました。それで、その結果が出てくるのを待っておったんですけれども、昨年暮

れにデータで企画財政課に届いたということで、今見せてもらっておるところです。二百数十ページぐらいのデータがあるんですけども、非常に貴重なデータやなというふうにも思いながら興味深く今少し読みかけておるところなんです。国としてそういうところへどう支援していこうかという基礎データを集めておる作業が、一番最初のベースのところ完了したかなというふうなところだと思うんです。ですので、そういったところにも注視しながら、今話をさせていただいたような地域での課題というのを国の制度として何とか離島全体に広げていってもらいたいなという思いもありますので、ことしになってからは、そういったところも含めて東海市長会の要望書に上げていただきたいということで、うちのほうからその提案もさせていただいております。議会の事務局長からは東海議長会の案件としてもどうかというふうなことでの話もありますので、ぜひ、議会でもこのような問題の解決のためにご協力いただきたいというふうにも思っております。

それから、3点目の道路補修の関係のお話があったと思うんですけども、以前から道路が狭隘でサービスのための車両が入っていかないとか、車椅子の通るところに今段差があったりとかというふうなことを聞いておるわけです。道路所管の建設課とも話をさせていただきましたんですけども、町内会要望の中に要は介護事業所からの要望も含まれていくと思うんです。2億数千万円、今の自治会要望を積み上げてくると要望額があると。なかなか予算上それが減っていくような道路維持費がないんやというふうな苦しい話も聞かせていただいていますけれども、福祉的な視点でぜひここは直してほしいというふうなところがあれば一緒にやりましょうということで、建設課も道路改良とかそういう少し大がかりな予算づけのところもありますので、そういったところに向けていける案件があれば、ぜひ道路管理者とも話をしながら取り組んでいきたいなというふうにも思っております。なかなかうまく進捗していくような話でもないかなと思いますけれども、できるだけ意見を聞きながら対処をしていきたいというふうにも思っています。

とりあえず、それぐらいでお願いします。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。それでは、説明は終わりました。

このことについてご意見がありましたらここで伺いたいと思います。もう意見がないようであれば次に進めさせていただきますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、TOBAミライトークの事後処理を終わります。

健康福祉課の皆さん、ありがとうございました。ここで退席をお願いいたします。

(説明員退席)

○坂倉広子委員長 ちょっと確認をとらせていただきたいと思います。

菅島の視察……

○上村次長兼庶務係長兼議事係長 ちょっと待ってください。まだ、今ご意見を聞きました。健康福祉課の今の現状とかの話をお聞きしました。本当はおられる前で、総務民生の委員会として今後の委員会の考え方をそこに伝えなかなんだんです。もう退席を述べたのであれなんですけれども、健康福祉課の現状もわかった中で、じゃ今後委員会としてどうしていこうかということ、本来は委員会だけでなく、委員会も共有しつつ、健康福祉課にもどういう、今これから解決をすぐできること、時間のかかること、事業者が努力すればできること、努力してもできないことというあたりをすり合わせたらんと、本来は……

○坂倉広子委員長 そうか、共有したかったんやな。

○上村次長兼庶務係長兼議事係長 共有しておかんといかなんだんです。

一旦は今現状を聞かせていただいたので、じゃ、これからまた6月の会議もありますし、その間に委員会として活動していく中で、今、通年会期制をとっておるので、いつでも委員会は委員長の権限で招集できるので、ミライトークの内容について当然議長に対して報告せなあかんし、介護サービス事業者に対しても今後こうやってやりますよという意向の報告もしておかなければいけないので、常時協議するという場を持っていただくということで覚えを皆さんにはしておいていただきたいんです。

○坂倉広子委員長 大変失礼いたしました。

それでは、少しここで、次長から説明がありましたように、本来であれば執行部の皆さんがいらっしゃるときにお諮りをしておくとかかったんですが、少し走ってしまいました。申しわけありません。おわび申し上げます。

一つとしまして、今回、菅島の採石に係る現地……

○上村次長兼庶務係長兼議事係長 だから、まだミライトークの今後どうするかという話をしやなあかん。

○坂倉広子委員長 すみません。

まず、ミライトークのことをどうしていこうかということで、ご意見があれば伺いたいと思います。

(何事か発言するものあり)

○坂倉広子委員長 それでいいですか。そうすれば、必要に応じて委員会を開催していくということでよろしいでしょうか。ミライトークについてです。

戸上委員。

○戸上 健委員 我々委員会がミライトークの中身を分析して、三つという要点についてみんなで意思統一したわけですか。それに基づいて執行部側から今、報告があったわけなんです。執行部の報告ももう一遍文章に起こして、そして我々としてもう一遍吟味した上で、補強すべき点、それからさらにたすべき点、それを明らかにして、6月までにというふうにしたらどうかなというふうに思うんです。僕もずっと聞いただけやもので、それはどうかなというふうに思うし、それから2番目の項では別な新たな、僕らも全然知らんだようないいデータというのを執行部のほうは入手しておるわけやわな。それは僕らのほうとは共通の点になっていないもので、それももう一遍みんなのテーブルの上ののせる必要があるというふうに思うんです。そういう方向で処理していただいたらどうかなというふうに思います。

○坂倉広子委員長 戸上委員がおっしゃったように、そのような状況をとらせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○坂倉広子委員長 じゃ、そのように進めさせていただきます、TOBAミライトークに関しては。

続きましては、先ほど言わせていただいた……

(何事か発言するものあり)

(「現状聞いて」の声あり)

(「現状聞いた上で、それをまた委員会でもんで、それを戸上委員が言うたように明文化したやつをそれでどうするという話をまとめるということを方向示しておかんと、事業

の説明したやつが飛んでしまう」の声あり)

○坂倉広子委員長 そうすると、このフロー図のとおり。

(「フロー図というか、きのう渡されておりますので」の声あり)

(「きょうの聞いた内容をまたその分の中の項目があるとして、それでもう一回委員会でその辺もしてどうするという話をしてもらわんといかん」の声あり)

○坂倉広子委員長 きょう8日の全協でいただいたTOBAミライトークのフロー図があったわけですが、変更後ということで、委員長から報告があったときに、この委員会に振り分けられたときに協議をして、そして委員会として受けとめて返していくということだったと思うんです。それで確認として、先ほど戸上委員からも意見をいただきましたが、三つのことに今回絞らせていただきましたので、総務民生常任委員会として健康福祉課にその意見を述べて、それで文書でいただくということを確認させていただいていいですか。

○上村次長兼庶務係長兼議事係長 じゃなくて……

(「一つにまとめたらんと、それを持って、その中でもこういうことをまた今度委員会所管でやるのかどうかというのを決めていただいて、それを議長にこういうふうに取り扱いましたということで、委員会としての取り扱いを結果として検討いかにやろうと」の声あり)

○坂倉広子委員長 ということですね。委員会として取り扱っていくということをここで確認させていただいておきます。

(「その報告を受けてまた新たな展開があったらということで、まとめたものを最終的には大分何とか省」の声あり)

○上村次長兼庶務係長兼議事係長 国交省のあれでしたかね。

○坂倉広子委員長 地域の課題ということでありましたので、ですので、所管調査として取り扱わせていただくということではないんですか。

(「きょう一旦まとめてもらわんと、それからどうするという話をしてもらわないかん。聞いた上で」の声あり)

○上村次長兼庶務係長兼議事係長 提案を聞いたじゃないですか、それを受けて委員会として戸上委員がおっしゃられたように、国交省が調査したレポートが来ておるといのであれば、それを議長に依頼をしてそのレポートを取り寄せて、委員会として一旦全員が状況を共有で把握した上で、引き続き、じゃどうするのかということを決めるのか、ただ単にもらって共有したからというだけでとどめておくのかということでは返せないで、その辺をどうしていこうということを決めないと、継続して調べて対応しようということにするのであれば、一旦そのように取り扱うということ。

(「戸上委員から新しい情報も入ったしということで、もう一度協議せなあかんという意見が出ておるもので、それをもって」の声あり)

(「それをもって所管事務でやるのか、そこでまとめてしまうかというのを今度結論として出してもらったらよろしい」の声あり)

○坂倉広子委員長　なので、二つあるということですよ。まとめて先ほど言われた健康福祉課長のほうから二つ目の地域での課題ということで、平成28年に国土交通省からの調査が200枚ほどのペーパーがあったということですので、それを一度拝見して、それで総務民生で見せていただいて、その会議をさせていただくということでもよろしいですか。それを議長に申し出ると、常任委員会として。

（「それでもいいですし、それかもっと深く所管事務でいこうかという話になるのかというのは、それはまた決めてもらって」の声あり）

○坂倉広子委員長　じゃそういうことで、きょうのことをしっかりまとめさせていただいて、そして次に進むということでもよろしいですか。

（「その辺の確認だけとってもらえれば」の声あり）

○坂倉広子委員長　じゃ、それでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○坂倉広子委員長　じゃ、そういうことでどうぞよろしく願いいたします。本日は大変ありがとうございました。

そして、菅島の採石の調査についてですけれども、当委員会が所管します総務課の事業のうち、市有財産（かんらん岩）の処分についてであります。採石を進めながら緑化作業を行っていることから、その進捗状況を確認する必要があります。そのため、現地調査を昨年と同様に3月27日の本会議の解散後に行つてはどうかという提案がありましたけれども、皆さんの意見をお伺いしたいと思います。

坂倉委員。

○坂倉紀男委員　例年、大体3月前後にやる計画をいつも持つわけなんですけれども、実際に山に私なんかはしょっちゅう入っておるわけで、特にことしなんかは気温が非常にジリツにあれしているし、山に新しい芽が吹き出す時期が大分おくられていると思うんですよ。そやから、例年よりも少しずらして、4月とか5月とか、いわゆるこういうふうにして生えてくるんだよという伸びぐあいを見ながら視察をしたほうが、これから伸びるんだよというのでは僕は意味がないと思うんですよ。そういうことで、私はどちらかといえば5月ごろに視察したほうがいいのかというふうに考えています。ほかの方の意見も聞かせてください。

○坂倉広子委員長　ありがとうございます。

ほかの方。

井村委員。

○井村行夫委員　もちろん現地を見に行くというのは本当にいいですし、行かないかんというふうに、自分たちの目で拝見せないかんというふうに思うんですけども、やはり先ほど坂倉委員が言ったように、これからの状況というのがどうやというのはいくつか時間を置いてから行ったほうがいいのかというふうに私も思います。

以上です。

○坂倉広子委員長　ありがとうございます。

戸上委員。

○戸上健委員　一度事務局に確認したいんですけども、予算執行上、5月に入ってくると来年度予算ということになるんやけれども、今年度予算で消化せんらんということではないんですか。

○濱口事務局長 それはないです。

○戸上 健委員 それはないの。わかりました。

○坂倉広子委員長 ほかにございませんか。

事務局長。

○濱口事務局長 今、本当に来年度の予算を一応要求していますので、確保はしています。

それと、もう一点申し上げますけれども、今、この間口頭弁論がありまして、ちょっと動きがありますので、現在の3月というよりも今言われた5月のほうが、逆にそういった状況も含めた上でのほうがいいのかなというふうに、今すぐよりもちょっと時間を置いたほうがいいのかなというふうに私も思っています。そこら辺、言っていただきましたので、待つてからのほうがいいかなというふうに。

○坂倉広子委員長 ということで、皆さんにご意見いただきましたので、そのように進めさせていただきます。

本日は長い時間、大変にありがとうございました。

これで委員会を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告につきましてはご一任を願います。

これもちまして、本日の総務民生常任委員会を閉会いたします。

(午後 2時11分 閉会)

---

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

平成30年3月9日

総務民生常任委員長      坂   倉   広   子